

## はじめに

本市では、平成 17（2005）年 3 月に「廿日市市男女共同参画プラン」を、平成 27（2015）年に「第 2 次廿日市市男女共同参画プラン」を策定し、性別にかかわらず互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、様々な施策に取り組んでまいりました。

この間、人口減少や少子高齢化の加速、ライフスタイル・価値観の多様化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響、働き方の変化などの社会・経済情勢の変化に伴う新たな課題が生じています。

また、これまでの取組により、男女共同参画社会に対する理解は深まりつつあり、固定的役割分担意識の払拭などに改善がみられるものの、方針決定過程への女性の参画が十分に進んでいないことや家事・育児・介護等の負担が女性に偏っていることなど男女の性差による課題が今もなお存在しています。

このような状況を踏まえ、第 2 次プランの計画期間が令和 8（2026）年 3 月に終了することから、これまでの成果と課題を検証するとともに、法制度や社会情勢の変化、国・県の計画などを踏まえ、このたび「一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち（第 3 次廿日市市男女共同参画プラン）」を策定しました。

本プランは、これまでの本市の男女共同参画プランを継承しつつ新たな課題にも対応することとし、引き続き、固定的性別役割分担意識の払拭に向けての啓発や方針決定過程への女性参画を推進していくとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や家庭内でパートナー同士が協力して家事・育児に取り組む「共働き・共育で」意識の醸成、男性の育児休業等の取得促進など多様な働き方や暮らし方の実現に取り組んでまいります。

また、DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止、女性の活躍推進や困難な問題を抱える方への支援のほか、性的マイノリティの方に関する理解の促進にも取り組んでまいります。

今後は、このプランに基づき、市民の皆様をはじめ、事業所・関係団体・関係機関の皆様と連携・協働し、積極的に男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、本プランの策定にあたり、貴重なご意見をいただきました男女共同参画推進懇話会の委員の皆様をはじめ、アンケート、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様方に心より感謝申し上げます。

令和 8（2026）年 3 月

廿日市市長 松本 太郎

